

第 27 号

平成 30 年 6 月 28 日(木)

教育情報紙

発行：島根県教育委員会
(教育指導課)

TEL：0852-22-5421

Mail：shidou@pref.shimane.lg.jp

“特別支援教育の魅力”とは…

～悩める担任への支援と次世代を担う人材の育成～

教育庁特別支援教育課長

佐藤 真司

私は、現場を支える側である教育行政に携わってから、“特別支援教育の魅力”とは一体何だろうとよく考えることがあります。

そもそも私は小学校の教員として採用されましたが、一度も小学校に勤務したことはありません。当時は小学校採用の教員が初任で養護学校（特別支援学校）に勤務することは珍しくはなかったことでした。保健体育専攻の私は他に取り柄もなく、持てる力をふりしぼってスポーツの楽しさを子どもたちに伝えようと頑張っていました。赴任して5年目に県内の子どもたちを集めサッカーの島根県代表チームを作り、ゆうあいピック（全国知的障がい者スポーツ大会）に参加し、初出場初優勝を飾りました。今でもその時の子どもたちの自信に満ちた顔を忘れることはありません。それからというもの特別支援教育の魅力にどっぷりとはまり、採用区分を変更して特別支援学校に勤務することになりました。

さて、長い前置きはこれぐらいにして、現在小中学校には特別な教育的支援を必要とする子どもが通常の学級に6.5%(*)は在籍しており年々増加傾向にあります。通常の学級では、静かにしているけど実は困っている子どもや授業中歩き回ったり暴言を吐いたりする子どももいます。特別支援学級では、在籍する子どもが年々増加しており、通級指導教室では、順番を待っている子どももいます。そんな中でそれぞれの担任は悩み苦しんでいるような状況にあります。ベテランの教員は、長い経験から学級経営や授業づくりのあらゆる引き出しから支援の方法を導き出していますが、若い教員や初めて特別支援学級や通級指導教室を担当する教員にとっては、何を誰に相談していいのかわからなかったり、自分の知識不足を悲観したりして、なかなか次なる一步を踏み出せていないことがあります。

県教育委員会としては、そうした悩める担任を支援するために、レスキュー体制を整えることが必要であると考えています。

まず「特別な支援を必要とする非常勤講師配置事業」（通称にこサポ）において、今年度は通常の学級に100名、特別支援学級に30名の非常勤講師を配置しました。担任とタッグを組んで子どもたちの“困り”を共有し、子どもの実態を共に探りながら支援につなげることで、子どもたちの“困り”が少なくなることをねらっています。さらに昨年度から「特別支援教育支援専任教員」を各教育事務所に配置しました。特別支援教育のスペシャリスト5人です。担任からの相談要請があればすぐに現場に向かい、担任の悩みを共有し、そして支援につなげます。初めての担任でもわかりやすく、できることから始めていきます。時にはチーム学校づくりの助言もします。ぜひ遠慮なく電話をしてもらえればと思います。

ます。この他にも特別支援学校の教員も教育事務所の担当指導主事も様々な関係機関も、何人もの助っ人が担任を支えます。支援が早ければ早いほど子どもたちは見通しを持った学校生活を送ることができ、将来に向けた取組、自己実現につながっていきます。

次に考えていかなければならないことは、特別支援教育に精通した人材を一人でも多く増やすことです。県教育委員会では、教育センターにおいて経験年数等に応じた様々な研修を開催したり、国立特別支援教育総合研究所や教育センター、島根大学教職大学院への派遣研修も行ったりしています。また免許法認定講習を行い特別支援学校教諭免許状取得も可能としています。

一方で次のような現状があります。毎年特別支援学級や通級指導教室を担当する教員（以下特新担）は100人程度で推移しており、今年度においては129人で、約4人に1人は特新担という状況です。また教員経験年数1～5年未満が42%であり、若い教員が担当しています。それが継続3年目は1/3程度の数に下がります。つまり次世代を担う若い教員が継続して特別支援学級や通級指導教室を担当するケースが少なくなっているということです。ちなみに特新担のうち教員経験年数が21年以上の教員は27%であり、40代後半から50代の教員が頑張ってくれています。

どうして若い教員が特別支援教育担当を続けてくれないのでしょうか。もちろん担当するかしないかは校長による校内人事で決定されますが、自ら特別支援教育担当を志願してほしいものです。自分は専門ではないからという声をよく耳にしますが、特別支援学校教諭の免許状を持っていることが全てではありません。担任が子どもたちと長く関わっていく経験によってそれは高められていくもので、その時胸を張って専門であると言えるのではないのでしょうか。

これからの特別支援教育を支えていくのは次世代を担う若い教員であると思っています。現在特新担で頑張っているみなさん、将来担当されるみなさん、ぜひ特別支援教育の魅力を感じ取ってください。その魅力にどっぷりはまってください。そして子どもたちのよき理解者の船頭になってもらえたらと強く願っています。

みなさんは、“特別支援教育の魅力”って何だと思いますか？

あなたは、“特別支援教育の魅力”を若い世代の教員に語れますか？

P S．ベテランの教員の方々も力を貸してください。

*この数値は、平成24年度に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

児童・生徒の発達の支援

平成 29 年 3 月、小学校及び中学校の新学習指導要領が示され、学習指導要領 総則の第 4 に「児童（生徒）の発達の支援」について記載されています。児童生徒一人一人の発達をどのように支援するかについて以下のような構成で書かれています。

1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実

- (1) 学級経営の充実、ガイダンスとカウンセリングによる児童（生徒）の発達の支援
- (2) 児童（生徒）理解、生徒指導の充実
- (3) キャリア教育の充実
- (4) 個に応じた指導の充実

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導

- (1) 障がいのある児童（生徒）などへの指導
- (2) 海外から帰国した児童（生徒）などの学校生活への適応や、
日本語の習得に困難のある児童（生徒）に対する日本語指導
- (3) 不登校児童（生徒）への配慮
- (4) 学齢を経過した者への配慮 <中学校のみ>

学習指導要領では具体的な記述が十分でないので、深く理解するためには**学習指導要領解説 総則編**の「第 3 章 教育課程の編成及び実施 第 4 節 児童（生徒）の発達の支援」（小学校 p96～p119、中学校 p95～p120）を読むことが必要です。

学習指導要領解説 総則編では、「学校は、児童（生徒）にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でないといけない。児童（生徒）一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、児童（生徒）が自分の特徴に気付き、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である。」と述べられています。この考え方が児童生徒の発達の支援のベースになります。

また、平成 26 年 1 月、我が国が「障害者の権利に関する条約」を批准したことを踏まえ、そこで提言されているインクルーシブ教育システムの構築が重要な教育課題の一つとなっています。新学習指導要領においても、インクルーシブ教育の視点に立った児童生徒の学習の充実についても記述されています。インクルーシブ教育とは、児童生徒一人一人が多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、学べることを目指す教育理念と実践プロセスのことをいいます。

今号では、通常学級における特別支援教育も含めて、特別支援教育の面から一人一人の教職員のみなさんに考えていただきたいことを掲載します。

特別支援教育については校内体制整備が重要になります。今回は体制整備の視点の中から以下の 3 点について整備のポイントを紹介します。

①校内で「合理的配慮」を検討する体制づくり

「合理的配慮」という言葉を聞いた時に、校内の教職員が同じ「イメージ」を共有できているでしょうか。本人や保護者から、合理的配慮の提供に関すると思われる相談があった際に、校内の全ての教職員が対応していける体制づくりが求められます。合理的配慮の提供は、ふだんの学習時だけでなく行事や災害等の緊急事態等様々な場面を想定して検討する必要があります。本人や保護者から提供の申し出

があった際に、担任の独自の判断で断るようなことがあってはならず、まずは相談として聞く姿勢が求められます。そのために校内の相談窓口や検討組織を決め、校内全体で検討していくことが必要です。

合理的配慮の提供について検討を進める際に重要なことは、「建設的対話をとおして合意形成を図る」ことです。はじめから「できない」と結論を決めてしまうのではなく、すぐ対応できること、時間をかけて検討することに分けて考えるなど、迅速にかつ丁寧に対応することで関係者が納得のいく結論を導き出す過程（プロセス）が重視されます。

②機能する校内委員会

各学級の担任の先生方からあがってきた相談は校内でどのような流れで対応されていくのでしょうか。校内委員会は特別支援教育の体制整備の重要な視点としてあげられます。校内委員会では子どもの実態把握を行い、具体的な支援内容を検討し、PDCA サイクルで評価していくことが重要です。この校内委員会がどのように機能しているかがポイントです。校内の相談が特別支援教育コーディネーターに集約され、どの対応で進めるか検討される学校もあるでしょうし、コーディネーターや学年主任と一緒にって対応を検討する学校もあるでしょう。校内委員会は機能を表しているのであって、その形態や開催回数が重要ではなく、日々の担任からの相談が適切に校内で対応されていること、つまり相談しやすい校内体制づくりが重要です。学校の規模やコーディネーターの経験値等も様々ですから、各学校の実情に応じ、先生方の助けになるような機能する校内委員会を作ってほしいと思います。

③役に立つ個別の教育支援計画・個別の指導計画

今回の学習指導要領の改訂により、特別支援学級に在籍する児童生徒と通級による指導を受ける児童生徒には、個別の指導計画と個別の教育支援計画を全員について作成することとされました。また、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、通級による指導を受けていない場合には、個別の教育支援計画等の作成・活用に努める、とされました。

個別の教育支援計画を作成することにより、学校だけでなく関係機関と連携した支援を検討する視点が生まれます。本人・保護者の思いを関係者が共有し、支援の目標を設定し、その目標を達成するために各機関の役割を明確にしていくことになります。この過程の中で、学校では気づかなかった児童生徒の姿や思い、保護者の願いに気づくことがあります。多角的に児童生徒をとらえることで、学校教育の果たす役割が明確になる作業でもあります。

個別の教育支援計画に明記された教育的支援の内容は全教職員で共通理解し、個別の指導計画の作成に生かしていくことが必要です。障がいのある児童生徒には、教科横断的な視点を持ち個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが求められます。適切で具体的な個別の指導計画を作成・活用することが、子どもたちの“困り”への支援につながるのです。

特別支援教育の推進にあたっては、管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任だけでなく、校内の全教職員で進めることが重要です。